

中央本部は最高裁による「上告棄却」の不当決定に断固抗議します！

8月25日、最高裁第2小法廷は「東北線・架線溶断事故における週刊現代の肖像権・人格権侵害、損害訴訟(2007年8月提訴)」(以下「架線溶断事故裁判」という。)に対して「上告棄却」の不当決定を行いました。また、9月22日には最高裁第3小法廷は八高線・竹沢駅事件(懲戒処分・配転命令無効確認訴訟)に対して「上告棄却」の決定を行いました。

架線溶断事故裁判では『週刊現代』が掲載した写真・実名及び記事の内容が極めて恣意的であり肖像権・人格権を大きく侵害していることを訴えてきました。しかし、一・二審の判決では一部問題性は認めたものの、「生活上、社会的に認容される迷惑行為である」という理由で「受忍すべき事柄」としました。今回の上告棄却は一・二審判決を支持し、『週刊現代』をはじめとしたマスコミの恣意的な報道姿勢の問題性と肖像権・人格権の重要性、労働組合の団結権(労働組合として組合員の悩みの相談を受けること)をも否定した不当な決定であり認めるわけにはいきません。

竹沢駅事件裁判では、①当該運転士はSAS(睡眠時無呼吸症候群)であったことが原因、②会社の乗務員に対する健康管理が極めて希薄であったこと、③当該運転士は過去の「事故」に対する事例から懲戒処分・配転命令を恐れて正確な報告ができなかったことなど、当時の心情と事実にもとづき訴えてきました。しかし、一・二審判決では事故発生に至るまでの背後要因を一切無視し「不正確な報告した当該運転士に対する処分・配転命令は正当」と個人の責任追及に終始しました。

「安全運行」にとって最も重要である原因究明への理解を一切示さない裁判所の姿勢は断じて許すわけにはいきません。最高裁は、公平・公正な審理をせず、一・二審判決を支持し、上告棄却を決定したと言わざるを得ません。

中央本部は、2件の上告棄却決定をうけ弁護士及び関係者と検討した結果、裁判所の不当な決定に憤りを持ちつつも、再審査の現状に鑑み、法的な闘いに一定の区切りをつける事になりました。中央本部は、この法廷闘争を通じて明らかになった裁判所の反動化と、会社の事故に対する「原因究明よりも責任追及」の官僚体質を許さず、組合員の利益を守るため前進していくものであります。

この間の両訴訟に際し、関係組合員とご家族を激励し支えていただいた両名所属の高崎地本組合員、そして多くの組合員の皆さんから絶大なる支援をいただいたことに深く感謝を申し上げます、見解とします。

2010年10月13日

東日本旅客鉄道労働組合